



Title	丁寧さに関わる問いかけの「たい／ほしい」の使用期限：私的領域に関わる語用論的原則を用いて
Author(s)	藤原, 安佐
Citation	教授学の探究, 22, 151-161
Issue Date	2005-01-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/13654
Type	bulletin (article)
File Information	22_p151-161.pdf



[Instructions for use](#)

丁寧さに関わる問いかけの「たい／ほしい」の使用制限

——私的領域に関わる語用論の原則を用いて——

藤 原 安 佐

(北海道大学大学院教育学研究科博士課程)

- | |
|-----------------------------|
| 1 課題の設定 |
| 2 日本語教育における問いかけの「たい／ほしい」の扱い |
| 3 日本語の丁寧さとは |
| 4 私的領域に関わる語用論の原則 |
| 5 教育内容構成に関連して |

1 課題の設定

問いかけの「たい／ほしい」は日本語学習者が多用する表現であるが、不自然に感じることが多い。例えば、論文の添削を頼まれたときの(1)や、忙しい時に手伝いを申し出てくれた場合の(2)の例である。(以下、#は語用論的に不適切であることを表す。)

(1) # (先生) 私の論文 読みたいですか？

(2) # (先生) 手伝って欲しいですか？

話し手である学習者には何の悪意もなく、特に(2)の場合には、好意的な発話であるはずなのに、聞き手である日本人には丁寧さに欠けた発話であるため、不快感や失礼な印象を与えてしまう。これらの表現を聞き手が「先生」だからと言って次のように形式的に丁寧さを高めたとしても、丁寧な表現にはならない。

(1) b # (先生) 私の論文 お読みになりたいですか。

このような問いかけの「たい／ほしい」の使用に関しては、鈴木 (1989, 1997) や益岡 (1997) が語用論の原則による制限であることを指摘している。また姫野・新屋 (2003~2004) が鈴木 の理論に基づき日本語教育における配慮表現の扱いについて解説をしている。しかしながら、具体的にこの制限がどのような性質のものであり、どの範囲で適応する原則であるかについては体系的に明示したものはない。日本語教育における扱いが「目上の人には使わない」「直接願望は尋ねない」など断片的な指導に留まっている現状¹を考えると、具体的な指導プランの構築が必要であり、そのためには問いかけの「たい／ほしい」の使用制限の法則性、全体構造を明らかにしなければならない。

1 大石 (1998) の調査によると、問いかけの「たい／ほしい」を回避する学習者の多くは、日本語を学んだ過程ではなく日本での生活の中で会得したという報告がある。回避の理由は「丁寧さにかける」「失礼である」と言うものであるが、なぜ丁寧さにかけるのかは学習者にも理解されていない。このことから、問いかけの「たい／ほしい」の指導が十分ではないことがうかがえる。

本稿は、問いかけの「たい／ほしい」にかかる使用制限が、聞き手に対して丁寧なふるまうための原則によるものと捉え、鈴木言語論の原則を中心に制限の全体像を明らかにし、授業の具体化につなげるものである。

2 日本語教育における問いかけの「たい／ほしい」の扱い

はじめに、問いかけの「たい／ほしい」が日本語教育においてどのように取り扱われているかを見ていく。

2-1 日本語の教科書における扱い

ここでは初級の教科書として広く使われている『みんなの日本語』における記述を検証する。全50課からなるこのテキストでは、第13課において「私はNが欲しいです」と「私はNを(が)Vたいです」の二つの表現が取り上げられている。教師用の指導書である『教え方の手引き』には、「どちらの形も話し手の欲求を表わすときと、聞き手の欲求を尋ねるときには使用されるが、第三者の欲求を表わすのには使えない(下線は筆者による)」と人称制限に関する言及がある。更に留意点として物を勧めるときや、目上の人に対しては(3)b(4)bの使用を指導し、「～たいですか」を使って質問しないようにと使用面に関する注意書きが述べられている。

- (3) # a 先生, チョコレートが ほしいですか。
b 先生, チョコレートは いかがですか。
(4) # a (目上の人に) みかんを 食べたいですか。
b (目上の人に) みかんは いかがですか。

実際に用いられている例文や練習問題の中には、以下のような疑問詞を伴った問いかけのみが使用されている。

- (5) 今 何が 一番 ほしいですか。
(6) 夏休み どこへ 行きたいですか。
(7) どんな カメラが ほしいですか。
(8) 誰に 会いたいですか。

使用面については配慮が見られ、適切な表現も示されているが、「なぜそうなるのか」と言った理由については言及がない。また、「聞き手の欲求を尋ねるときには使用される」と記述されているにも関わらず、勧めるときや目上の人には使えないという記述があり、使用できない場面は、例外として取り上げられている。また(3)(4)のような勧める場面については解説が加えられているが、依頼(1)や、申し出(2)の場面については言及されておらず、それ以降再度取り上げられることもない。しかしながら、この段階ではこれ以上取り上げるより、むしろ、適切な表現が提示されてから再度取り上げた方が有効なのかもしれない²。

2-2 文法書における記述

次に文法指導書の記述を見てみる。『教師と学習者のための日本語文型辞典』では、【たい】について「話し手(疑問文の時は聞き手)の行為の実現に対する欲求、強い願望を表す」とし、

2 奥野(1998)にも同様の指摘がある。「たい／ほしい」の疑問の形は、自己の希望や願望を伝える形式とともに取り上げられるが、その後再び取り上げられることはほとんどないため、使用制限の見落としに気づかないまま学習者は多用してしまうと述べられている。

丁寧さが必要とされる場面については、(9) a のような直接的な欲求表現を避け b や c のように表わすのが普通であると言及している。

- (9) # a 何か 飲みたいですか。
 b 何か 飲みますか。
 c 飲み物は いかがですか。

同様に【ほしい】についても「話し手（疑問文については聞き手）の「手に入れたい」「自分のものにしたい」という欲求を表す」とし、相手の欲求を尋ねる場合は、(10)のように 親しい間柄に限られ、丁寧さが必要とされる場面では、(11) a のような直接尋ねる表現を避け、b のように尋ねた方がいいとしている。

- (10) 誕生日のプレゼントは 何が ほしい？
 (11) # a 砂糖が ほしいですか。
 b 砂糖は いかがですか。

これらの記述から、問いかけの「たい／ほしい」は丁寧さが必要とされる場面では、何らかの制限が課せられることがわかる。しかしながら、丁寧さを必要とする場面は具体的にどのような状況で、なぜ直接的な欲求表現を避けた方がいいのかについては言及がない。

更に『初級を教える人のための日本語文法ハンドブック』は、「聞き手を主語にして願望を尋ねる質問は聞き手が目上の人やあまり親しくない人である場合は失礼になる」として、その理由に「日本語には親しい間柄でなければ相手の心情に直接触れることが許されないと言う待遇上の決まりがある」ことを指摘している。そして失礼にならないためには(12) b, (13) b のように間接的に尋ねる必要があるとしている。

- (12) # a お客様はどんな靴がほしいですか。
 b お客様はどんな靴をお探しですか。
 (13) # a 先生は私たちのパーティに参加したいですか。
 b 先生は私たちのパーティに参加されるご予定ですか。(下線は筆者による)

(12) a (13) a はいずれも問いかけの「たい／ほしい」の形式であるが、適切な表現として示された b では全く異なる表現形式(12) b 「お～ですか」、(13) b 「されるご予定ですか」が示されている。この文法書では、「丁寧に話すためには、単に「です／ます」や尊敬語・謙譲語を正しく使えるだけでなく、様々な文化的な決まりごとを理解する必要がある」と運用面における問題点を示唆する解説を加えている。しかしながら、具体的なことについては中上級³に入ってから取り上げるとして詳細な説明は省かれている。

2-3 配慮表現としての扱い

姫野・新屋 (2003~2004) は、これまで日本語の言語事実として指摘されてきた運用面での丁寧さを、具体的指導に結びつけようと日本語教育における配慮表現の扱い方について述べている。配慮とは言語表現だけでなく行動にも関わることであり、その一つとして鈴木(1997)

3 『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』では、待遇表現の中で「丁寧に話すための運用的な方略」の一例として「答えが Yes とわかっている勧誘や申し出をするときには聞き手の願望を尋ねる表現を使っ
てはいけない」ため、「一緒に行きたいですか」は不適切であり、「一緒に行きましょう」が適切であると述べられている。

の「私的領域に関わる原則」を援用し、日本語の配慮表現の原則についてまとめた⁴。学習者の不適切な表現から解説を加え、私的領域のことがらを 1 から 3 に示し、「聞き手に対して失礼にならないようにするためには、話し手は聞き手の縄張りを侵さないように注意しなくてはならない」と言葉の世界における縄張りのルールを示した。理由は「聞き手の私的領域内のことがらをあからさまに話題にして情報提供を求めるのは配慮にかける行為であり、コミュニケーションが円滑に運ばれなくなる恐れがある」ためとしている。縄張りの侵害には、これらの領域の事柄を指摘・評価する、質問する、断定する、更に聞き手の行動を決定することをあげた。

1. 聞き手の身上：年齢，給料，既婚か否か，地位，恋愛，子どもの進路
2. 聞き手の内面：欲求，願望，感情，意志，感覚など
3. 聞き手の能力

欲求の場合、「聞き手の内面に触れず話し手から申し出る形にすると聞き手の縄張りを侵さない」とし、以下の例をあげている。

- (14) a # コーヒー飲みたいですか。
b コーヒーをどうぞ。
c これ、いかがですか。

私的領域に配慮するのは丁寧体で話す場合で、普通体で話せる聞き手であれば、私的領域に踏みこんでも問題はないが、全く配慮しなくてもいいと言うわけではないとし、一時的な食欲や感情はともかく、職業や地位、既婚未婚など身上関係に関わる情報には触れないというのがたしなみだと説明している。これらのことから、姫野らは、日本語では「敬語使用よりも私的領域を重んじることが優先される」とし、日本語教育における丁寧さの指導の重要性を指摘している。指導の具体化には、私的領域に関わる原則の全体像が必要である。命題内容（私的領域のことがらや利益や負担など）、話し手と聞き手との関係を考慮して、この原則が適応する範囲・程度を明示しなければならない。そうすることで例外としてではなく体系的な指導が可能になり、学習者は発話状況を判断して適切な表現を選択できるようになるだろう。

3 日本語の丁寧さとは

3-1 丁寧さの二つの側面

問いかけの「たい／ほしい」にかかる使用制限は、聞き手に対して丁寧さにするための原則だと述べたが、この使用制限について論じるには、日本語の丁寧さが何であるのかについて言及する必要がある。丁寧さとは聞き手とのコミュニケーションを円滑に行なうためのものであり、どの文化においても普遍的に存在するものである。しかしどういった行動を「丁寧」と捉え、「丁寧さ」をどのように表現するかは、個々の言語や文化によって異なる。日本語で「丁寧さ」は何を意味し、どのように表されるのかを明示することで、学習者が日本語の丁寧さを理解し、問いかけの「たい／ほしい」を適切に表わすことが可能になる。

丁寧さについて論じるには、「文法的概念としての丁寧さ」と「その文法概念に即した使い方に関わる丁寧さ」について考えなければならない。前者は語形式上の丁寧さで敬語表現や敬称などがこれに当たる。学習者がイメージする日本語の丁寧さとは、この「敬語表現」であるこ

4 縄張りの他に、利益と負担や恩恵や意志など複数の観点について触れられている。

とが多い。しかしながら、実際には語形式が丁寧なだけでは不十分であり⁵、言語使用に関わる丁寧さまで考慮し、初めて本質的に丁寧にふるまうことが出来るのである。この顕著な例が(1) bである。(1)の「読みたいですか」を「お読みになりたいですか」と言語形式の丁寧さを高めても不適切さは何ら変わらない。そこには語形式とは異なる使用に関するルールが存在しているからである。

3-2 日本語の丁寧さ

鈴木は、丁寧さを「話し手が聞き手と友好的な関係を維持するための配慮である(1997: 45)」とし、普通体で話す場合と丁寧体で話す場合⁶では異なる行動規範に基づくため、区別して考える方が説明しやすいと主張している。話し手は丁寧体で話すか普通体で話すかを選択した上で、それぞれの行動規範にしたがって行動し、更に場面や状況により利益や負担、心理的距離などに応じて調整を行ない、聞き手によって「何を言うべきか、何を言うべきではないか」、そして「何をすべきか、何をすべきでないか」が大きく異なるとしている。井出(1986)もまた、日本語の Politeness として「わきまえ方式」を提唱している。これは「話し手が聞き手との関係で自分を規定し、それに応じた行動をすることで円滑なコミュニケーションを維持する」と言うものである。

以上のことから、日本語の丁寧さとは話し手が聞き手との関係を的確に認識し、それぞれの関係に応じたルールに従ってふるまうことであると言えるだろう。聞き手との関係を社会的要因により規定し、普通体か丁寧体か話し方を決定することについては藤原(2000)で述べた。そこで、次に聞き手との関係に応じた行動とは何を意味するのか考察する。ここでは鈴木(1997)の《聞き手の私的領域》に関わる語用論の原則を用いて問いかけの「たい／ほしい」の使用制限を検討する。

4 私的領域に関わる語用論の原則

4-1 私的領域に関わる語用論の原則

鈴木(1997)は「たい／ほしい」を例に、聞き手の意向を尋ねることがどのような場面で適切あるいは不適切であるのかについて論じ、私的領域に関わる語用論の原則⁷「丁寧体世界において丁寧さを保つために《聞き手の私的領域》に関わる発話は回避しなければならない(p. 62)」を立てた。鈴木によれば、《聞き手の私的領域》とは、聞き手の欲求・願望・意志・能力・感情・感覚など個人のアイデンティティに深く関わるものである。これらは主観的なもので本来個人的・私的なものであるため、聞き手はこの領域に触れられると、自己のテリトリーが侵害されたと捉え、丁寧さに欠けると感じる。この領域には使用制限が強く働き、ここに触れると、丁寧さという点から不適切な発話になるとしている。以下(15)から(18)は、文の構造レベルでは正しいが《聞き手の私的領域》に踏み込んだ丁寧さに欠ける不適切な発話としてあげられた例で

5 鈴木(1989)は「語用論の丁寧さを満たしていない場合には、丁寧さは見かけ上の丁寧さに過ぎず、聞き手に不快感を与えるため本質的な丁寧さとは言えない」としている。

6 鈴木はこれらを「普通体世界」と「丁寧体世界」と呼んでいる。

7 類似した定義に益岡による「人物の内的世界はその人物の私的領域であり、私的領域における事態の真偽を断定的に述べる権利はその人物に専属する(1997: 4)」がある。本稿では丁寧さの観点からこの原則を論じるため、鈴木の原則を用いる。

ある。

(15) # 社長, コーヒー飲みたいですか。

(16) # 社長, コーヒー召し上がりたいですか。

(17) # 私に 行って欲しいですか。

(18) # 私に 行って欲しくていらっしゃいますか。 (鈴木: 1997: 58)

問いかけの「たい／ほしい」の場合, 《聞き手の私的領域》とは聞き手の欲求や願望を指し, 上記の例は, ここに直接触れるため丁寧さに欠けると言えるだろう。

鈴木は丁寧体で話すべき場合を丁寧体世界, 普通体で話す場合を普通体世界と区別しているが, どのように区別するかについては言及していない。本稿ではコミュニケーション上の丁寧さから聞き手との関係を重視していくため, この用語を用いず次のように語用論的原則を表す。

語用論的原則 1

＜聞き手の私的領域＞に関わる原則

丁寧体で話すべき聞き手には, 丁寧さを保つために《聞き手の私的領域》に関わる発話は回避しなければならない。

ただし普通体で話す聞き手であっても, (19)＜誘いかけ＞や(20)＜申し出＞において, この原則に基づき b のように表わすと, 丁寧さを表したより自然な表現になる。

(19) 聞き手を映画に誘う場面で

a (友達に) 一緒に 映画へ 行きたい?

b (友達に) 一緒に 映画へ 行かない?

(20) 聞き手が欠席した授業でのノートを貸す場面で

a (友達に) ノート 貸してほしい?

b (友達に) ノート 貸そうか?

4-2 利益と負担に関わる語用論的原則

＜聞き手の私的領域＞に関わる原則は, 丁寧体で話すべき聞き手との間で発動する原則である。しかしながら以下の例のように, 丁寧体で話すべき聞き手の場合でも語用論的原則が緩和されたり, 普通体で話す聞き手であっても厳しく制限が課される場合がある。

(21) 日本人へのアンケート調査を依頼する場面で

(友達に) アンケートに 答えたい?

普通体で話す聞き手には, 基本的に語用論的原則による制限はない。ただし(21)のように話し手に有益(利益)で, 聞き手に負担となる場合には, ＜聞き手の私的領域＞に関わる原則が適応される。(21)が不適切に感じられるのは, このためである。これまでのように丁寧体で話すべき聞き手に対して, この語用論的原則が発動するという解釈だけでは不十分であり, (21)のような不適切な文が生じてしまう。話し手の利益, 聞き手の負担になる場合, 普通体の聞き手に対しても丁寧にふるまうためには語用論的原則を適応させなければならない。そこで次に利益と負担に関する語用論的原則を表す。

語用論的原則 2

利益と負担に関わる原則

聞き手に負担, 話し手に利益がある場合, 普通体で話す聞き手に対しても《聞き手の私的領域》に関わる発話は回避しなければならない。

反対に利益や負担が存在しない, すなわち話し手と聞き手に利害関係がない場合, 丁寧体で

話すべき聞き手であっても、この制限はかなり緩和される。(22)Aが比較的不自然に感じられないのはこのためである。この場合、(22)A'のように表現形式の丁寧さを変えると一層丁寧を表わすことができる。

- (22) A (先生に) 宇宙旅行を したいですか。
 B (友達に) 宇宙旅行を したい？
 A' (先生に) 宇宙旅行を されたいですか。

このように私的領域に関わる制限は、命題内容すなわち話し手・聞き手の利益と負担により制限の程度が変化することにも留意しなければならない。

4-3 問いかけの「たい／ほしい」を用いた学習者の発話

学習者が問いかけの「たい／ほしい」を使用した状況を分析していくと、この表現が用いられた場面が複数あることがうかがえる。

- ① 作文の添削を依頼する場面で
 (23) A # (先生に) 私の作文 読みたいですか
 B # (友達に) 私の作文 読みたい？
- ② 歓迎会に招待する場面で
 (24) A # (先生に) 歓迎会へ 行きたいですか
 B (友達に) 歓迎会へ 行きたい？
- ③ 手伝いを申し出る場面で
 (25) A # (先生に) 手伝って欲しいですか。
 B (友達に) 手伝って欲しい？
- ④ 宇宙旅行のニュースを見て、行ってみたいかどうか尋ねる場面で
 (26) A (先生に) 宇宙へ 行きたいですか
 B (友達に) 宇宙へ 行きたい？

これら問いかけの「たい／ほしい」を用いた表現の容認可能性を<表1>にまとめる。まず発話の場面によって分類した。次に命題内容は、行為者が誰であるのか、利益と負担を被るのは誰であるかを示した。話し手と聞き手の関係は丁寧体で話すべき聞き手を↑、普通体で話す聞き手を→とした。これら命題内容および話し手と聞き手の関係によって問いかけの「たい／ほしい」の容認可能性は異なる。○は丁寧さに問題がなく容認可能、△は丁寧とは言えないが可能、×は丁寧さにかける不適切な発話とした。

<表1>

発話の場面	命題内容		聞き手との関係	
	行為者	利益(+) 負担(-)	A. 聞き手↑	B. 聞き手→
① <依頼>	聞き手	話し手 (+) 聞き手 (-)	×	×
② <誘いかけ>	話し手 聞き手	話し手 (+) 聞き手 (±)	×	△
③ <申し出>	話し手	話し手 (-) 聞き手 (+)	×	△
④ <願望確認>	聞き手	話し手 (0) 聞き手 (0)	△	○

①<依頼>は、話し手にとっては有益（利益）で、聞き手にとっては負担となる行為を実現させようと聞き手に働きかける行為である。日本語では問いかけの「たい／ほしい」の形式で<依頼>を表わすことはない。しかしながら、学習者が依頼する場面で問いかけの「たい／ほしい」を用いてしまうことは多い。これは英語の‘Would you like to~?’からの直訳による誤用であるという指摘があり⁸、このような不適切な使用は、日本語の運用ルールが教えられていないため母語のルールを日本語の運用にも持ちこんでしまったことが一因と考えられる。この発話が丁寧体で話すべき聞き手に対して不適切になるのは、聞き手の私的領域に踏み込んでいるためであるが、利益と負担に関わる語用論の原則にも抵触しているため、他の例よりも一層不適切に感じられる。普通体で話す関係においても不適切になるのも、利益と負担に関わる語用論の原則に抵触するためである。

②<誘いかけ>は、話し手と同じ行為を聞き手にも働きかける行為である。話し手にとって利益となること（+）を聞き手にも求めており、聞き手には利益にも負担にもなりうると考え、（±）とした。<聞き手の私的領域>に関わる原則により、(24)Aが不適切であるのはもちろんだが、普通体で話す聞き手であっても、この原則を用いれば(19)bのように丁寧に表わすことができる。

③<申し出>は、話し手が聞き手のために行なう行為を積極的に働きかける発話である。問いかけの「たい／ほしい」を用いた表現の中で唯一行為者が話し手となる発話で、これは次節で述べる適切な表現の導き方に関係する。①とは対照的に話し手には負担となるが、聞き手には有益となる行為である。これも(19)b同様、普通体で話す聞き手であっても、語用論の原則1により(20)bのように丁寧に表すことができる。

④<願望確認>は、聞き手に願望があるかどうかを確認する行為である。話し手と聞き手の間には利害関係は生じないため、利益と負担は（0ゼロ）とした。この発話によって願望の有無を問いかけ、それに対する答えを求めていると言う意味で、行為者を聞き手とした。利益と負担に関わる原則で見えてきたように、利害関係が双方にないため、<聞き手の私的領域>に関わる原則による制限は緩やかである。疑問詞を伴う問いかけの「たい／ほしい」が不自然に感じられないのは、このためであろう。聞き手の具体的願望を尋ねているだけで、両者に利害関係がないからである。

5 教育内容構成に関連して

5-1 問いかけの「たい／ほしい」に関わる日本語の丁寧さ

ここまで見てきた日本語の丁寧さについてまとめる。まず第一に、聞き手との関係から丁寧体で話すべきか、普通体で話すのかを的確に判断することが丁寧さを維持する上で重要である。次に、語用論の原則1、すなわち《聞き手の私的領域》に関わる原則に基づき、問いかけの「たい／ほしい」の使用を制限しなければならない。丁寧にふるまうには、丁寧体で話すだけでは不十分であり、この語用論の原則に配慮しなければならない。更に利益と負担の関係からこの制限を調整し、普通体で話す聞き手であっても負担がかかる場合には利益と負担に関わる原則を

8 大石（1998：16）、水谷（1985：39）、吉村（1995：55）において、依頼すべき場面で問いかけの「たい／ほしい」を用いてしまった学習者の不適切な例があげられ、その原因は母語の干渉による負の転移であるとされている。

適応させなければならない。この三点により問いかけの「たい／ほしい」に関わる丁寧さを維持することができる。まとめると、話し手の発話までの動きは次のようになる。

1. 丁寧体で話すか普通体で話すかを選択
2. それぞれの行動規範に従って行動し、聞き手によって語用論の原則1を用いて問いかけの「たい／ほしい」を制限
3. 利益や負担⁹を考慮し、語用論の原則2を用いて問いかけの「たい／ほしい」を制限

5-2 具体的な指導に向けて

このプランの目的は問いかけの「たい／ほしい」に関わる語用論の原則を体系的に理解し、聞き手に丁寧な振るまいで円滑なコミュニケーションを維持することである。次に具体的な指導に向けて問いかけの「たい／ほしい」をどのように扱うか考える。

5-2-1 教育内容構成

この問題を取り上げるには、次の三点を基本にして教育内容を構成しなければならない。

1. 話し手と聞き手の関係
2. 《聞き手の私的領域》に関わる語用論の原則
3. 利益と負担に関わる語用論の原則

既に見てきたように日本語は聞き手によって、丁寧さに関わるルールは異なる。そこで第一に聞き手との関係の的確な判断が必要となるため、丁寧体と普通体をどのようにして使い分けるかについて知っていなければならない。次に《聞き手の私的領域》に関わる語用論の原則は基本的に丁寧体で話すべき聞き手との発話に発動する。ここでは、①Aから③Aの順に場面を提示し、問いかけの「たい／ほしい」の使用が制限されることについて言及する。第三に利益や負担に関わる語用論の原則について取り上げる。ここでは、利益や負担の関係により制限が及ぶ範囲が異なることを理解する。話し手の発話までの動きに沿って語用論の原則を提示することで、学習者が問いかけの「たい／ほしい」に関わる使用制限を体系的に理解できると考えたからである。例えば④Aのように、丁寧体で話すべき聞き手であっても、話し手と聞き手双方の間に利益や負担がない場合には、この原則は緩和される。反対に①Bのように普通体で話す関係であっても、話し手に利益、聞き手に負担がかかる場合には、この語用論の原則が適応され不適切な発話になる。更に普通体で話す聞き手であっても、丁寧さを守るまおうとすれば、(19)b(20)bの表現がより適切であることにも触れなければならない。

以上を踏まえると、語用論の原則に基づき提示する発話は、以下のような順序になるだろう。

(1) 話し手と聞き手の関係

聞き手との関係を的確に判断し、丁寧体で話すか普通体で話すかを決定する。

(2) <聞き手の私的領域>に関わる語用論の原則

具体的な発話の場面を提示し、<聞き手の私的領域>に関わる原則をもとに、問いかけの「たい／ほしい」が使用できない場面を理解する。場面の提示順は以下の通りである。

- ① A 丁寧体で話すべき聞き手に対する<依頼>の場面
- ② A 丁寧体で話すべき聞き手に対する<誘いかけ>の場面
- ③ A 丁寧体で話すべき聞き手に対する<申し出>の場面

9 鈴木は更に、心理的距離などに応じた調整も必要であるとしているが、本稿ではこの点については触れない。

(3) 利益と負担に関わる語用論の原則

利益と負担に関わる原則を用いることで、〈聞き手の私的領域〉に関わる原則の適応範囲が変化してくることを理解する。ここで、聞き手によって語用論の原則の適応範囲が異なることを意識する。最初に話し手・聞き手双方に利害関係がない場合にこの原則が緩和される例(④B)を、次に聞き手に負担がかかる場合、普通体で話す聞き手であっても、この原則が適応されて不適切になる例を取り上げ、〈聞き手の私的領域〉に関わる原則は利益や負担によって、制限の程度が変化してくることを理解する。場面の提示順は以下の通りである。

④ A 丁寧体で話すべき聞き手に対する〈願望確認〉の場面

① B 普通体で話す聞き手に対する〈依頼〉の場面

(4) 普通体で話す聞き手に対する丁寧なふるまい

普通体で話す聞き手であっても、丁寧にふるまおうとすれば《聞き手の私的領域》に触れず、(19)bや(20)bのように表わす。場面の提示は次の通りである。

② B 普通体で話す聞き手との〈誘いかけ〉の場面

③ B 普通体で話す聞き手との〈申し出〉の場面

普通体で話す聞き手との〈願望確認〉の場面は、語用論の原則に基づき容認可能になるため、ここでは個別には取り上げることはしない。

5-2-2 適切な表現の導き方

問いかけの「たい／ほしい」を使用すべきではないことは知っていても、適切な表現がわからないため、使ってしまったと説明する学習者がいる。この具体的なプランの目的が〈聞き手の私的領域〉に関わる原則を用いて、聞き手に丁寧に振るまうことであるとすれば、適切な表現についても体系的な指導が望まれる。

語用論的に不適切な発話は、次のような法則を持って適切な表現を導くことが出来る。まず〈依頼〉〈誘いかけ〉〈願望確認〉は、聞き手の願望を直接問うのではなく、聞き手の行為の有無を尋ねることで不適切さを回避できる。〈申し出〉は、聞き手の行為ではなく、話し手の行為を述べることで丁寧さを維持できる。また話し手にも聞き手にも言及しない在り方として(21)のような、表し方がある。これは〈願望確認〉の場合に適応する。以下に適切な例をあげる。

I 聞き手の願望を問う ⇒ 聞き手の行為の有無を問う

① 〈依頼〉

(23)A 2 (先生に) 私の作文 読んでくれますか

B 2 (友達に) 私の作文 読んでくれる?

② 〈誘いかけ〉

(24)A 2 (先生に) 歓迎会へ 行きませんか

B 2 (友達に) 歓迎会へ 行かない?

II 聞き手の行為を述べる ⇒ 話し手の行為を述べる

③ 〈申し出〉

(25)A 2 (先生に) 手伝いましょうか

B 2 (友達に) 手伝おうか?

III 聞き手の願望を問う ⇒ 一般的なことがらを述べる

④ 〈願望確認〉

- (27)A (先生に) コーヒーです／コーヒーが 入りました
B (友達に) コーヒー／コーヒー 入った (よ)

話し手と聞き手の関係、命題内容及び私的領域に関わる語用論的原則、利益と負担に関する語用論的原則を用いて問いかけの「たい／ほしい」の使用制限の法則性を明示すること、回避する適切な表現の導き方を体系的に指導することを目指し、指導プランを具体化していくことが今後の課題である。

参 考 文 献

- Brown and Levinson 1987 *Politeness-Some universals in language usage* Cambridge
藤原 安佐 2002「社会的要因による「聞き手敬語」の使い分け—話し手と聞き手の関係を中心に—」『教育学の研究と実践』第1号北海道教育学会
Geoffrey N. Leech 1983 *The Principles of Pragmatics* Longman
ジェフリー・N. リーチ 1987『語用論』 紀伊国屋書店
姫野伴子・新屋映子 2003~2004「配慮表現から見た日本語」『月刊日本語』連載 アルク
井出 祥子 1992「日本人のウチ・ソト認知とわかまへの言語使用」『月刊言語』11月号 大修館書店
井出 祥子 1993「対人関係修辞とポライトネス」『英語青年』139巻5号 英語青年社
井出 祥子 1998「待遇表現」『講座日本語と日本語教育』12 明治書院
生田少子・井出祥子 1983「社会言語学における談話研究」『月刊言語』12月号 大修館書店
Jenny Thomas 1995 *Meaning in interaction* Longman
ジェニー トマス 1998『語用論入門』 研究社
益岡 隆志 1997「表現の主観性」『視点と言語行動』くろしお出版
水谷 信子 1985『日英比較 話しことばと文法』 くろしお出版
大石久実子 1996「「(し)たいですか？」に代表された<願望確認>について」『日本語教育』91 日本語教育学会
大石久実子 1998「接触場面での上級日本語学習者の願望疑問文の問題」『世界の日本語教育』8 国際交流基金
鈴木 陸 1997「日本語教育における丁寧体世界と普通体世界」『視点と言語行動』 くろしお出版
山岡 政紀 2000『日本語の述語と文機能』 くろしお出版
吉川 和美 1995「留学生の待遇表現に関する一考察」『AKP 紀要』9 同志社大学

教科書・文法書

- 『みんなの日本語Ⅰ・Ⅱ』 1998 スリーエーネットワーク
『みんなの日本語初級Ⅰ・Ⅱ教え方の手引き』 2000 スリーエーネットワーク
『教師と学習者のための日本語文型辞典』 1998 くろしお出版
『初級を教える人のためのハンドブック』 2000 スリーエーネットワーク